

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県沼津市西間門14番地の1  
氏名 株式会社 タカヤナギ  
代表取締役 平田 豪



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和 2年 8月 2日

許可の有効年月日 令和 9年 8月 1日

1. 事業の範囲

事業の区分  
特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬 (積替え及び保管行為を除く)  
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。)、特定有害汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。)、特定有害廃酸 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。)、特定有害廃アルカリ (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。)

以上 47品目

事業の区分  
特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬 (積替え及び保管行為を含む)  
感染性産業廃棄物

以上 1品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別に記載のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 8月 2日	新規許可
平成 10年 8月 2日	更新許可
平成 15年 8月 2日	更新許可
平成 20年 8月 8日	更新許可
平成 25年 8月 2日	更新許可
令和 2年 9月 1日	更新許可
令和 3年 11月 1日	住所変更

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

積替え又は保管を行う場所の所在地

静岡県沼津市西間門字桶田14番地1、14番地5

面積 6.43㎡

産業廃棄物の種類

・感染性産業廃棄物

積替えのための保管上限

11.12㎡

積み上げることができる高さ

該当なし